



令和3年 2月8日(月)
(2021年)

No. 15348 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

特許権侵害差止等請求控訴事件

(「光照射装置」特許(特許第4366431号)特許権侵害差止等請求事件) [上] (全2回)

—令和2年(ネ)第10004号、令和2年9月30日判決言渡—
(原審・大阪地方裁判所平成29年(ワ)第7532号)

1 原審判決に対する控訴理由

原審判決に対して、一審原告は、損害賠償請求を一部棄却した部分につき、特許請求の範囲を減縮し、損害額を減額し、原判決には特許法102条2項の覆滅事由に係る判断に誤りがあるとして、一審原告敗訴部分のうち、控訴の趣旨の限度で(内訳は別紙原告主張損害額算定表のとおり)、原判決を不服として控訴を提起した。なお、原審係属中に2度にわたる訂正請求(一次訂正)及び再訂正(二次再訂正)を行い、いずれも訂正は認容され、確定している(再訂正を認める審決(「本件訂正審決」)がされ、本件訂正審決は、平成30年6月25日に確定している。)

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024

